

区長報告第5号

専決処分について（港区特別区税条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日施行に係る規定について、港区特別区税条例（昭和39年港区条例第55号）の一部を改正する必要があるとあり、同年4月1日に区長専決処分を行いました。

1 専決処分の日（条例を公布した日）

令和6年4月1日

2 改正内容

（1）定額減税の実施

令和6年度分の個人住民税について、一定の条件を満たす納税義務者（※1）の所得割の額から、納税義務者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除きます。）1人につき1万円を控除することとします。

なお、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（※2）（国外居住者を除きます。）については、令和7年度分の個人住民税の所得割の額から1万円を控除することとします。

※1 対象となる納税義務者は、令和5年の合計所得金額が1,805万円以下

※2 合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者と生計を一にしている配偶者であって、かつ、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

（2）その他規定の整備

職権による区民税の減免を可能とするための規定を整備します。

3 施行期日

公布の日（令和6年4月1日）

港区特別区税条例の一部を改正する条例の概要

改正項目		改正内容	改正条項	施行期日
1	区民税の減免	職権による区民税の減免を可能とするための規定の整備	第35条	令和6年4月1日
2	令和6年度分の区民税の特別税額控除	令和6年度分個人住民税における定額減税の実施に伴う規定（控除対象者等に関する規定）の整備	付則第3条の7	令和6年4月1日
3	令和6年度分の区民税の納税通知書に関する特例	令和6年度分個人住民税における定額減税の実施に伴う規定（普通徴収における控除に関する規定）の整備	付則第3条の8	令和6年4月1日
4	令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る区民税に関する特例	令和6年度分個人住民税における定額減税の実施に伴う規定（年金からの特別徴収における控除に関する規定）の整備	付則第3条の9	令和6年4月1日
5	令和7年度分の区民税の特別税額控除	令和7年度分個人住民税における定額減税の実施に伴う規定（控除対象配偶者を除く同一生計配偶者に係る控除の規定）の整備	付則第3条の10	令和6年4月1日
6	肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例	定額減税の導入に伴う規定の整備	付則第4条	令和6年4月1日
7	上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例	定額減税の導入に伴う規定の整備	付則第7条	令和6年4月1日
8	土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例	定額減税の導入に伴う規定の整備	付則第9条	令和6年4月1日
9	長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例	定額減税の導入に伴う規定の整備	付則第10条	令和6年4月1日
10	短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例	定額減税の導入に伴う規定の整備	付則第12条	令和6年4月1日
11	一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例	定額減税の導入に伴う規定の整備	付則第13条	令和6年4月1日
12	先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例	定額減税の導入に伴う規定の整備	付則第14条	令和6年4月1日
13	特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例	定額減税の導入に伴う規定の整備	付則第14条の2	令和6年4月1日
14	条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例	定額減税の導入に伴う規定の整備	付則第14条の3	令和6年4月1日

港区特別区税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(前略)</p> <p>(区民税の減免)</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>2 前項の規定により区民税の減免を受けようとする者は、納期限までに住所又は居所及び氏名を記載した規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならぬ。ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、区民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>付 則</p> <p>(中略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(区民税の減免)</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて区民税の減免を受けようとする者は、納期限までに住所又は居所及び氏名を記載した規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならぬ。</p> <p>(中略)</p> <p>付 則</p> <p>(中略)</p>

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第三条の六 (略)

(令和六年度分の区民税の特別税額控除)

第三条の七 令和六年度分の区民税に限り、法附則第五条の八第四項及び第五項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五十万円以下である所得割の納税義務者(次条及び付則第三条の九において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第十九条から第二十一条の二まで並びに付則第二条の四第二項、第三条の三第一項、第三条の五の二第一項、前条及び第五条の二の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2| 前項の規定の適用がある場合における第二十条の二第二項、第三十四条の五第一項及び前条の規定の適用については、第二十条の二第二項及び前条中「附則第五条の六第二項」とあるのは「附則第五条の六第二項及び第五条の八第六項」と、第三十四条の五第一項中「課した」とあるのは「付則第三条の七第一項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「付則第三条の七第一項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和六年度分の区民税の納税通知書に関する特例)

第三条の八 令和六年度分の区民税に限り、区民税の納税通知書に記

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第三条の六 (略)

載すべき各納期の納付額については、第二十八条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額（前条第一項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る区民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る都民税の額（法附則第五条の八第一項及び第二項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る都民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額を四で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に三を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第一期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第二十七条第一項に規定する第一期の納期（以下この項、次項及び次条第一項において「第一期納期」という。）においてはその者の第一期分金額からその者の普通徴収の住民税に係る特

別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期においてはないものとし、第二十七条第一項に規定する第二期の納期（以下この項及び次条第一項において「第二期納期」という。）においてはその者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第二十七条第一項に規定する第三期の納期（以下この項において「第三期納期」という。）及び同条第一項に規定する第四期の納期（以下この項において「第四期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期及び第二期納期においてはならないものとし、第三期納期においてはその者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額からその者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第四期納期においてはその者の分割金額とする。

四 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期、第二期納期及び第三期納期においては「ないもの」とし、第四期納期においては「その者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。」

2| 令和六年度分の区民税（第一期納期から第三十四条第一項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合には、前項の規定は、適用しない。

（令和六年度分の公的年金等に係る所得に係る区民税に関する特例）
第三条の九 令和六年度分の区民税に限り、第三十四条の二第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税（第三項において「年金所得に係る特別徴収の区民税」という。）の額及び同条第二項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額については、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額（付則第三条の七第一項の規定の適用がないものとした場合に算出される第三十四条の二第一項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せ

て賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第五号において同じ。）の合算額（以下この号及び第五号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第三項において「年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額）（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額の二分の一に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を二で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第二期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第一期分金額」という。）に満たない場合には、第一期納期及び第二期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第三十四条の三に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額（以下この項及び第三項において「特別徴収対象税額」という。）は、第一期納期にお

いてはその者の第一期分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第二期納期においてはその者の第二期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額を三で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「十月分金額」という。）に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期における税額はないものとし、第二期納期においてはその者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の十月分金額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分

割金額に相当する税額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

四 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間における税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額

に相当する税額、同年二月一日から三月三十一日までの間においては、その者の分割金額に相当する税額とする。

五 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間における税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においては、その者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十四条の四の規定の適用については、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第三条の九第一項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和六年度分の区民税に限り、年金所得に係る特別徴収の区民税の額（第一項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から第三十四

条の五第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を三で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「十月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間にあってはその者の十月分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてははその者の分割金額に相当する税額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の十月分金額以上であり、かつ、その者の十月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間における税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においてははその者の十月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年二月一日から三月三十一日までの間においてははその者の分割金額に相当する税額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の十月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間における税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の第三十四条の五第二項の規定により読み替えられた第三十四条の二第一項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第三十四条の四の規定の適用については、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第三条の九第三項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和六年度分の区民税につき第三十四条の六第一項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和七年度分の区民税の特別税額控除)

第三条の十 令和七年度分の区民税に限り、法附則第五条の十二第三項及び第四項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、同条第三項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第十九条から第二十一条の二まで並びに付則第二条の四第二項、第三条の三第一項、第三条の五の二第一項、第三条の

六及び第五条の二の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第四条 (略)

2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第六条第五項に規定する場合において、第二十二条第一項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第十六条から第二十一条まで並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項、第三条の五の二第一項及び第三条の六の規定にかかわらず、法附則第六条第五項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第二十一条の二第一項、付則第三条の七第一項及び前条の規定の適用については、第二十一条の二第一項中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び付則第四条第二項」と、付則第三条の七第一項中「前条及び」とあるのは、「前条、付則第四条第二項及び」と、前条中「第三条の六及び」とあるのは、「第三条の六、次条第二項及び」とする。

(中略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)

第七条 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第四条 (略)

2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第六条第五項に規定する場合において、第二十二条第一項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第十六条から第二十一条まで、付則第三条の三第一項、付則第三条の五第一項、付則第三条の五の二第一項及び前条の規定にかかわらず、法附則第六条第五項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第二十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び付則第四条第二項」とする。

(中略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)

第七条 (略)

- 2 (略)
- 3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - 一 四 (略)
 - 五 付則第三条の七及び第三条の十の規定の適用については、付則第三条の七第一項及び第三条の十中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(中略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)

第九条 (略)

- 2 (略)
- 3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - 一 (略)
 - 二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項前段、第二十一条、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び

- 2 (略)
- 3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - 一 四 (略)

(中略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)

第九条 (略)

- 2 (略)
- 3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - 一 (略)
 - 二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項、付則第三条の三第一項、付則第三条の五第一項及び付則第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項前段、第二十一条、第二十一条の二第一項、付則第三条の三第一項、付則第三条の五第一項

第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三 第二十一条の二の二の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第九条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第二十八条の四第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

四 (略)

五 付則第三条の七及び第三条の十の規定の適用については、付則第三条の七第一項及び第三条の十中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

4 (略)

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

及び付則第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三 第二十一条の二の二の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は付則第九条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第二十八条の四第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

四 (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定の適用がある場合には次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第二項前段、第二十一条、第二十一条の二第二項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三 第二十一条の二の二の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

四 (略)

五 付則第三条の七及び第三条の十の規定の適用については、付則第三条の七第一項及び第三条の十中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項、付則第三条の三第一項、付則第三条の五第一項及び付則第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第二項前段、第二十一条、第二十一条の二第二項、付則第三条の三第一項、付則第三条の五第一項及び付則第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三 第二十一条の二の二の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は付則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

四 (略)

(中略)

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十二条 (略)

2~4 (略)

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項前段、第二十一条の二第二項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三・四 (略)

五 付則第三条の七及び第三条の十の規定の適用については、付則第三条の七第一項及び第三条の十中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(中略)

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十二条 (略)

2~4 (略)

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項、付則第三条の三第一項、付則第三条の五第一項及び付則第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項前段、第二十一条の二第二項、付則第三条の三第一項、付則第三条の五第一項及び付則第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三・四 (略)

「得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第十三条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項前段、第二十一条、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三・四 (略)

五 付則第三条の七及び第三条の十の規定の適用については、付則第三条の七第一項及び第三条の十中「所得割の額」とあるのは、

「所得割の額並びに付則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第十三条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項、付則第三条の三第一項、付則第三条の五第一項及び付則第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項前段、第二十一条、第二十一条の二第一項、付則第三条の三第一項、付則第三条の五第一項及び付則第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三・四 (略)

(中略)

(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)

第十四条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項前段、第二十一条、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三・四 (略)

五 付則第三条の七及び第三条の十の規定の適用については、付則第三条の七第一項及び第三条の十中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第十四条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(中略)

(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)

第十四条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項、付則第三条の三第一項、付則第三条の五第一項及び付則第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項前段、第二十一条、第二十一条の二第一項、付則第三条の三第一項、付則第三条の五第一項及び付則第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三・四 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)
第十四条の二 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 四 (略)

五 付則第三条の七及び第三条の十の規定の適用については、付則第三条の七第一項及び第三条の十中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 四 (略)

五 付則第三条の七及び第三条の十の規定の適用については、付則第三条の七第一項及び第三条の十中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第十四条の二第三項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)
第十四条の三 (略)

第十四条の三 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 四 (略)

五 付則第三条の七及び第三条の十の規定の適用については、付則

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)
第十四条の二 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 四 (略)

五 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

3・4 (略)

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 四 (略)

五 付則第三条の七及び第三条の十の規定の適用については、付則第三条の七第一項及び第三条の十中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第十四条の二第三項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)
第十四条の三 (略)

第十四条の三 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 四 (略)

<p>第三条の七第一項及び第三条の十中「所得割の額」とあるのは、 「所得割の額並びに付則第十四条の三第一項の規定による区民税 の所得割の額」とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによ る。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>五 付則第三条の七及び第三条の十の規定の適用については、付則 第三条の七第一項及び第三条の十中「所得割の額」とあるのは、 「所得割の額並びに付則第十四条の三第三項後段の規定による区 民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	
	<p>3・4 (略)</p> <p>5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによ る。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(後略)</p>